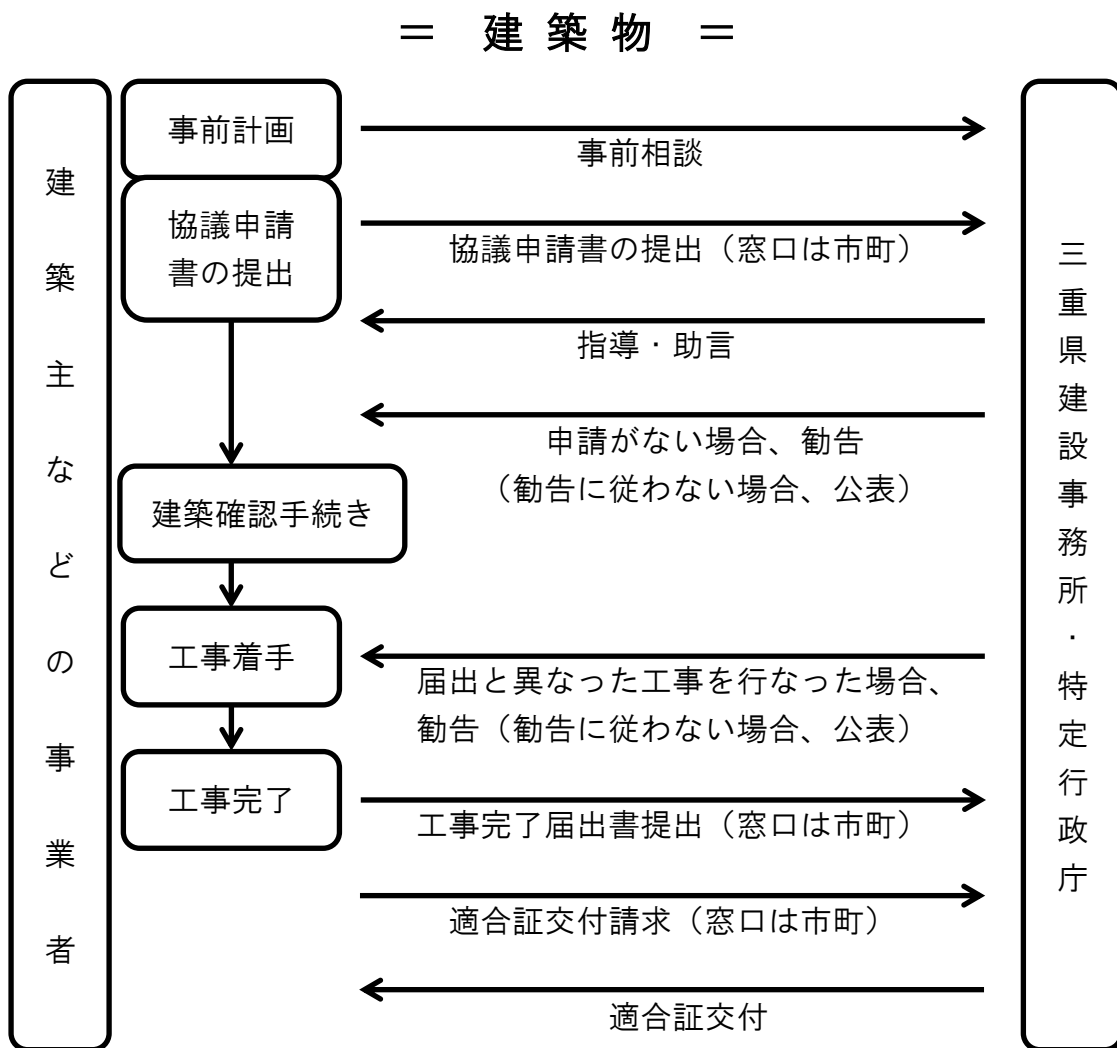


◆UD条例手続きの流れ

計画地が、桑名市・鈴鹿市・四日市市・津市・松阪市（特定行政庁）にある場合の事前協議、完了検査、適合証交付などの事務は、各市で受付、審査、検査が行われます。

これらの市以外の区域においては、各市町の受付窓口で各提出書類の受付を行い、三重県の各建設事務所または県土整備部建築開発課（建築物が階数4以上又は延べ面積2,000㎡以上の場合）で審査等を実施します。

以下に、公共的施設ごとの手続きの流れを図で示します。



＝ 公共交通機関の施設、道路、公園 ＝

